

## 【よくあるご質問】

### 1 博物館の登録等に関する規則第2条及び第10条に規定する基準の適合状況について

Q1. 基本的運営方針等定めていない場合は？

A1. 当該基準については、今回の改正で新設された部分です。

現時点で定めていない場合は、今回の定期報告では「否」と記載してください（「否」と回答したからといって、直ちに登録／指定から外されるというものではありません。）。

登録申請を御検討されている場合は、申請時までには策定いただくよう御準備をお願いいたします（館則で必要事項を定めている時は、その館則を以って替えることも可能です。）。

Q2. 根拠資料（名簿、函面等）の提出は必要？

A2. 今回の定期報告で根拠資料の提出を求める予定はございません。

### 2 事業実績報告について

Q3. いつの事業実績を記載すればいいの？

A3. 昨年度実施した事業内容を御記入ください。

Q4. 「当年度」開館日数とあるけど、今年度のこと？

A4. 当年度とありますが、昨年度の開館日数を御記入ください。

Q5. 事業実績欄に記入しきれない場合は？

A5. 「別紙のとおり」とし、報告書と一緒に御提出ください。

### 3 今後の変更事項の有無

Q6. 根拠資料は必要？

A6. 変更内容が確認できる資料と一緒に御提出ください。

### その他

Q7. 設置者氏名は誰の名前を書くの？

A7. 法人名等を御記入ください。館長等の個人名は不要です。

不明な場合は、HP（<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/museum/index.html>）に一覧表を掲載していますので、表内「設置者」を御覧ください。

現状と違う設置者名が記載されていたら、変更届を出されていない可能性がありますので、速やかに御提出をお願いいたします。

Q8. 押印は必要？

A8. 押印は不要です。

Q9. 博物館の登録に関する規則はどこで見られる？

A9. HP（<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/museum/index.html>）に掲載しています。